

## 山口県パートナーシップ宣誓制度について(案)

### 1 趣旨

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、LGBT理解増進法に基づく、性の多様性に関する理解増進施策として「山口県パートナーシップ宣誓制度」を導入する。

### 2 制度の概要

項 目	内 容
制度の名称	山口県パートナーシップ宣誓制度
制度の内容	パートナーシップにある者同士が、知事に対し、双方が互いのパートナーであることを誓い、知事は宣誓書を受領したことを証明する。
対 象	互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、その一方又は双方が性的マイノリティである2人の者
宣誓の要件	① 成年に達していること。 ② 双方又はいずれか一方が県内に居住又は3月以内に転入予定 ③ 配偶者(事実婚を含む)又は他のパートナーがいないこと。 ④ 直系血族、3親等以内傍系血族、直系姻族でないこと(養子縁組除く)。
宣誓の手続	・宣誓書への署名及び提出は知事の指定する場所で行う。(非公開) ・宣誓書には、住民票の写し等、独身証明書等を添付 ・提出時に、本人確認書類を提示 ・希望者は、宣誓書等において、日常使用している通称を使用できる。 ⇒ 知事は、宣誓書受領証、受領カード及び宣誓書の写しを交付する。
転入予定者への受付票交付	転入予定者には受付票を交付し、転入後にその住民票の写しと引き換えに宣誓書受領証を交付する。
無 効	宣誓書の記載事項に虚偽がある場合は無効
返 還	パートナーシップ解消、双方が転出、死別、無効、その他要件に該当しなくなったときは、宣誓書受領証を返還する。
使用停止後の再交付	死別による返還の場合、希望者には宣誓書受領証及び受領カードを使用停止処理した上で再交付する。
他の自治体との連携	制度導入済の他都道府県・県内市との連携により、サービスの相互乗り入れ等を実施

### 3 施策の展開

#### (1) サービス提供者の募集

県・市町・民間事業者に対し、宣誓者に対する「事実婚カップルと同等のサービス提供」を広く募集

#### ◆ 県市町の行政サービス

○ 公営住宅の応募資格

○ 申請・届出等の行政手続の際に委任状不要となる家族にパートナーを追加 等

#### ◆ 病院や介護施設での家族としての面会、病状説明等

## ◆ 民間サービス

- 不動産・住宅
  - ・賃貸住宅への家族としての入居
- 金融・保険
  - ・生命保険の受取人指定
  - ・銀行のローン契約での収入合算
  - ・クレジットカード（家族カード）の作成
- その他
  - ・各種「家族割引」の適用 等

## (2) 周知広報

広く県民へ制度の周知・広報を行い、理解増進につなげる。

- チラシ等の配布（県、市町、公民館、図書館、各種イベント等）
- 県民を対象とした啓発講座のオンデマンド配信
- 職員を市民講座等に講師として派遣（市町に調整を依頼）
- 出前トーク 等

## 4 スケジュール（案）

- 2月26日 山口県男女共同参画審議会  
山口県パートナーシップ宣誓制度(仮称)に関する調整会議
- 3月 山口県議会（環境福祉委員会）に報告
- 4月 要綱公布、協力事業者等の募集
- 9月 施行

### 参考：性の多様性に関する理解増進施策

#### 1 生きづらさの軽減と安心して暮らせる環境整備

- 相談体制の整備・充実
  - ・相続等家庭関係やパワハラ対応等職場関係に対応する専門相談(法律)の実施
  - ・県・市町の相談員を対象とした相談員養成研修の実施
  - ・悩みを気軽に相談できるカフェ型相談会を定期的に開催
- 環境整備
  - ・パートナーシップ宣誓制度の導入
  - ・職場における配慮などをまとめた事業所向けハンドブックの作成
  - ・県庁舎の既設の男女別多目的トイレ(一部)を男女共用に変更

#### 2 県民の意識の醸成

- 県民向け広報・啓発の充実
  - ・性の多様性やパートナーシップ宣誓制度に関するチラシ等の配布
  - ・県民を対象とした啓発講座  
(オンデマンド配信、市民講座等への講師派遣、出前トーク等)
  - ・各種申請書等の性別欄の見直しに係る周知広報

# 山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、山口県パートナーシップ宣誓制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、知事に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

## （宣誓の要件）

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 双方又はいずれか一方が県内に住所を有し、又は3月以内に県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、宣誓に係るパートナーとパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

## （宣誓の方法）

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーと共に山口県パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができない場合は、他の者にこれを記入させることができる。

2 前項の規定により宣誓書を提出するときは、次に掲げる書類（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付するものとする。

- (1) 届出者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されていないもの。）
- (2) 届出者に係る独身証明書又は戸籍抄本

3 前項の規定にかかわらず、知事が認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。

- 4 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において行うものとする。
- 5 知事は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
  - (5) 前各号に掲げる書類に準ずるものとして知事が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓者が第4条の規定による宣誓において、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望し、知事が必要と認める場合は、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。この場合において、知事は、同条第2項の書類の提出と併せて、社員証の写し、郵便物の写しその他日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類の提出を求めるものとする。

(県内転入の届出)

第6条 宣誓をしようとする者の双方が県外に在住しており、今後、その双方又はいずれか一方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定による宣誓をした日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(宣誓書の写し等の交付)

第7条 知事は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、山口県パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）、山口県パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号、以下「受領カード」という。）及び受付印を押した宣誓書の写しを交付するものとする。この場合において、受領カードは宣誓者双方に交付するものとする。

- 2 受領証には、第5条の規定により通称を使用したときは、通称を氏名欄に、氏名を特記事項欄にそれぞれ記載するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事は、転入予定者には、山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第4号、以下「受付票」という。）を交付し、前条の規定による住民票の写しの提出があったときに、受付票と引き換えに、受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等の事情により再交付を希望するときは、山口県パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

この場合において、毀損、汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添付しなければならない。また、紛失により再交付を受けるときは、

受領証の写し、パートナーの受領カードの写し、宣誓書の写しのいずれかを添付しなければならない。

- 2 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、受領証等を再交付するものとする。
- 3 紛失のため第1項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を知事に返還しなければならない。
- 4 第4条第5項の規定は、第1項の申請について準用する。

#### (宣誓事項の変更の届出)

第9条 受領証等の交付を受けた者は、提出書類に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、山口県パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に変更内容が確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は回収するものとする。
- 3 第4条第5項の規定は、第1項の届出について準用する。

#### (受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、山口県パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 第12条の規定により、宣誓が無効になったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

#### (使用停止処理後の再交付)

第11条 知事は、前条第1項第3号に該当し、受領証等を返還した者（以下「3号返還者」という。）が希望するときは、当該届出受領証等に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付するものとする。

- 2 前項の交付を希望するときは、3号返還者は、山口県パートナーシップ宣誓書受領証等使用停止処理後再交付申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第5項の規定は、前項の申請について準用する。

#### (無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

(事前調整)

第13条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(他の自治体との連携)

第14条 他の自治体と連携協定等を締結した場合は、本要綱の内容に関わらず、協定等に基づき運用する。

(個人情報の適正な取扱い)

第15条 この要綱に基づき収集した個人情報については、山口県個人情報保護条例(平成13年山口県条例第43号)等に基づいて、適切に管理及び保管するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、制度の取扱いに関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

(様式第1号、第4条関係)

(表)

### 山口県パートナーシップ宣誓書

山口県知事 様

私たち、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、山口県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓します。

宣誓日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称名		
住所		
生年月日	年 月 日	年 月 日

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

※ 宣誓書の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等を御記入ください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

受付

※ 以下は、県記入欄です。

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考

(裏)

私たちは「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたり、次表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を遵守することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
通称名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
通称名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

要綱の規定	確 認 事 項 ※必ずお二人で確認してください。	
	項 目	回 答 (該当するものの□に「レ」を付けてください。)
(関係性) 第2条第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約束した関係であって、その一方又は双方が、性的マイノリティであること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(居住要件) 第3条第2号	①双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	②①に該当しないが、双方又はいずれか一方が3月以内に県内への転入を予定していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 転入予定者： (転入予定日 年 月 日)
(独身要件) 第3条第3号	双方に配偶者（事実婚を含む）がなく、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップ（他の地方公共団体のパートナーシップ制度等を含む）を形成していないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(近親者等でない) 第3条第4号	宣誓に係るパートナーと直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族でないこと。ただし、宣誓に係るパートナーとパートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(変更・返還の届出) 第9条 第10条	次の場合は、変更届又は返還届（受領証等を添付）を提出しなければならない。 ・氏名又は通称名、住所、電話番号の変更（変更届） ・パートナーシップが解消されたとき（返還届） ・双方が県内に住所を有しなくなったとき（返還届） ・宣誓者の一方が亡くなったとき（返還届） ・宣誓が無効になったとき（返還届） ・その他宣誓の要件に該当しなくなったとき（返還届）	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(個人情報の取り扱い) 第15条	現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認すること、及び、受領証の提示先から、山口県が当該受領証を交付していることの確認を求められた際に、本制度の所管部署がこれに回答すること。	<input type="checkbox"/> 左記に同意します。

(様式第2号、第7条関係)

(表)



第 号

山口県パートナーシップ宣誓書受領証

様

様

(生年月日： 年 月 日)

(生年月日： 年 月 日)

ここに、お二人が、「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人の御多幸を願います。

年 月 日

山口県知事 ○○ ○○ 印

(裏)

<注意事項>

1 この受領証は、山口県パートナーシップの宣誓制度実施要綱の趣旨に従って使用すること。

なお、この受領証は、法的効力を有するものではなく、山口県の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。

2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき

(2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき。

(3) 宣誓者の一方が亡くなったとき。

(4) 宣誓が無効となったとき

(5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

<この受領証を提示された方へ>

山口県では、山口県男女共同参画基本計画に基づき、性の多様性に関する理解を増進し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

この受領証は、山口県として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解いただき、御協力くださるようお願いいたします。また、この書面に記載された、本制度を利用されている方の個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

<特記事項>

通称名を使用している場合は以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

ふりがな		
通称名		
ふりがな		
戸籍上の氏名		

（その他

(様式第 3 号、第 7 条関係)

(表面)

第 号	
 <b>山口県パートナーシップ宣誓書受領カード</b>	
山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
_____ 様	_____ 様
( 年 月 日生)	( 年 月 日生)
	年 月 日 山口県知事
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公印</div>

(裏面)

**この受領カードの提示を受けられた方へ**

この受領カードは、山口県として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。

この受領カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

---

特記事項

備考

- 1 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、通称を使用する場合の戸籍名および再交付をした場合の交付年月日を記載する。

(様式第4号、第7条関係)

(表)

### 山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票

以下のとおり、山口県パートナーシップ宣誓制度に基づき、山口県パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	ふりがな
	氏名又は 通称名
	ふりがな
	氏名又は 通称名
連絡先	

本票に山口県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

受付

(裏)

<この受付票を提示された皆さまへ>

山口県では、山口県男女共同参画基本計画に基づき、性の多様性に関する理解を増進し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

この受付票は、一方又は双方が山口県外に居住している制度利用者が、山口県内に転入しようとするときに発行しているものです。制度利用者が山口県内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。

事業者の皆様には、この山口県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただき、業務の遂行に当たって配慮いただくとともに、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。また、山口県パートナーシップ宣誓制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

<山口県パートナーシップ宣誓制度とは>

山口県パートナーシップ宣誓制度とは、「一方又は双方が性的マイノリティである二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した」ことを知事に対して宣誓し、知事が山口県パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

<山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票とは>

山口県パートナーシップ宣誓制度を利用されるお二人の双方が県外に居住していて山口県に転入しようとするときに発行しているものです。山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票に山口県在住を証する住民票を添えて提出いただくことで、「山口県パートナーシップ宣誓書受領証等」を交付しています。

<山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票の交付要件>

パートナーシップ宣誓の際、下記の要件を満たす二人であることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がなく、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族でないこと。
- (5) 住所について次のどちらかに該当すること。
  - ・双方又は一方が県内に住所を有していること。
  - ・双方又は一方が3月以内に県内への転入を予定していること。

(問い合わせ先)

山口県環境生活部男女共同参画課 電話 083-933-2630

(様式第5号、第8条関係)

## 山口県パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

山口県知事 様

山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、山口県パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)又は山口県パートナーシップ宣誓証受領カード(様式第3号)の再交付を受けたいので、申請します。

記入日 年 月 日

申請者	宣誓の相手方
ふりがな	
氏名又は 通称名	
住所	

### 代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

申請者欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆の氏名を御記入ください。

再交付を希望する受領証の種類(該当するものの□に「レ」を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 受領証(様式第2号)	<input type="checkbox"/> 受領カード(様式第3号)
-------------------------------------	---------------------------------------

再交付を希望する理由(該当するものの□に「レ」を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 紛失	<input type="checkbox"/> 毀損	<input type="checkbox"/> 汚損
<input type="checkbox"/> その他( )		

以下は、県の記入欄です。

再交付	年 月 日
番号	

毀損又は汚損の場合(いずれか確認)

既に交付した当該受領証の添付  既に交付した当該受領カードの添付

紛失の場合(いずれか確認)

宣誓書の写しの添付  受領証の写しの添付  受領カードの写しの添付

本人確認

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	備考
-------	-------------------------	----

(様式第6号、第9条関係)

## 山口県パートナーシップ宣誓事項変更届

山口県知事 様

以下のとおり変更があったので、山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記入日 年 月 日

	宣 誓 者	宣 誓 者
氏名又は 通称名	(ふりがな)	(ふりがな)
	(変更前)	(変更前)
	(ふりがな)	(ふりがな)
	(変更後)	(変更後)
住 所	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
変更理由	※該当するものの□に「レ」を付けてください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
受領証の番号		

代筆者

ふりがな	
氏 名	
住 所	

- ・申請者欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名を御記入ください。
- ・交付済の受領証、受領カードを添付してください。

以下は、県の記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考

(様式第7号、第10条関係)

## 山口県パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

山口県知事 様

山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、山口県パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及び山口県パートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)を返還します。

記入日 年 月 日

宣誓者

宣誓者

ふりがな		
氏名又は 通称名		
住所		
返還理由	※該当するものの□に「レ」を付けてください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップが解消された <input type="checkbox"/> 双方が県内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 一方が亡くなった <input type="checkbox"/> 宣誓が無効になった <input type="checkbox"/> その他宣誓の要件に該当しなくなった ( )	

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名を御記入ください。

以下は、県の記入欄です。

交付	年 月 日
番号	

(様式第 8 号、第 1 1 条関係)

## 山口県パートナーシップ宣誓書受領証等使用停止後再交付申請書

山口県知事 様

山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第 1 1 条の規定により、山口県パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者		宣誓の相手方
ふりがな		
氏名又は 通称名		
住所		
再交付を希望 する書類	※該当するものの□に「レ」を付けてください。 <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード	

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

申請者欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名を御記入ください。

以下は、県の記入欄です。

交付	年 月 日
番号	

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	備考
-------	-------------------------	----